

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	令和8年度札幌市病児・病後児保育事業におけるネット予約サービスの運用・保守管理業務
発注課	子) 施設運営課
選定事業者	株式会社グッドボタン
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p> <input checked="" type="checkbox"/> 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  <input type="checkbox"/> 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第( )号         </p> <p> <b>【具体的事由】</b>            ネット予約サービスは、保護者の利便性の向上を図ることと併せて、実施施設の業務効率化を図り、施設の稼働率を向上させ、より多くの児童の受入を可能とする環境づくりを目的として運用するものである。そのため、本サービスには、保護者と実施施設の間で電話や郵送・FAXによる書類のやり取りがなく、オンラインで事務手続きが完結できる機能が必須となる。とりわけ、オンラインでの事務手続きに完結に不可欠な機能として、利用連絡書のアップロード機能及び当日キャンセル対応加算・感染症対応加算のデータ出力、減免対象者の減免申請機能が必要である。現在、国内で提供されている全ての病児保育ネット予約サービス(9社)を調査したところ、上記機能をすべて有するのは当該サービスのみである。            さらに、現行のサービスからの変更は、初期導入費用が改めて発生するだけでなく、実施施設においても事務フローや運用の変更が発生して多大な事務負担が生じる。また、市民に対しても、再登録の依頼をするなど、大きな混乱が生じると想定される。            以上のことから、業務の目的を達成できるのは株式会社グッドボタンが提供するネット予約サービスのみであり、地方自治法第234条第2項の規定及び地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、当該業者から見積書を徴して特定随意契約することが妥当である。         </p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (予定価格100万円超の場合に記入)